

平成 2 6 年 第 2 回 定 例 会
(第 11 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成26年第2回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成26年 2月24日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成26年 3月14日 午後 1時00分

閉会日時 平成26年 3月14日 午後 4時31分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐藤久哉	○	○	6	藤原英男	○	○
2	白馬康進	○	○	7	山内 彬	○	○
3	村田政義	○	○	8	谷川忠雄	○	○
4	乃村吉春	○	○	9	篠原眞稚子	○	○
5	茂呂竹裕子	○	○	10	鹿中順一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員		
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	林 伸行	○
総 務 課 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	伊藤 同	○
総 務 課 主 幹	松橋 正樹	○	生涯学習課主幹	佐藤 美則	○
総 務 課 主 幹	齊藤 昭一	○	学校給食センター主幹	成田 信雄	○
住民企画課長	鷗田 憲治	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
住民企画課参事	石橋 吉伸	○	農業委員会事務局次長	川口 昌志	○
住民企画課主幹	横山 智	○	選 管 局 長	竹俣 信行	○
住民企画課主幹	伊藤 泰広	○	選 管 次 長	松橋 正樹	○
保健福祉課長	山田 英孝	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
保健福祉課主幹	石川 篤	○			
特 養 園 長	徳田 博一	○			
特 養 主 幹	五十嵐正美	○			
産業振興課長	深田 知明	○			
産業振興課主幹	川口 昌志	○			
建 設 課 長	江草 智行	○			
建 設 課 主 幹	金野 茂幸	○			
会 計 管 理 者	房田 敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳 朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	小野寺祥裕	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1 番 佐藤 久哉 2 番 白馬 康進
2			諸般の報告	
3			提案理由の説明	
4	議案	37	平成 26 年度津別町一般会計予算について	
5	〃	38	平成 26 年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	
6	〃	39	平成 26 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
7	〃	40	平成 26 年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
8	〃	41	平成 26 年度津別町下水道事業特別会計予算について	
9	〃	42	平成 26 年度津別町簡易水道事業特別会計予算について	
1 0	〃	43	平成 26 年度津別町上水道事業会計予算について	
1 1	〃	44	財産の取得について	
1 2	推薦	1	農業委員会委員の推薦について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	発議	1	閉会中の継続調査（審査）について （各常任委員会）	
14	〃	2	閉会中の継続調査（審査）について （議会運営委員会）	
15	〃	3	懸案事項促進のための議員の派遣について	
16	意見書案	1	特定秘密保護法の廃止を求める意見書について	
17	〃	2	地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書について	
18	〃	3	労働者保護ルール見直しに関する意見書について	
19	〃	4	医療・介護「総合確保推進」法案の撤回を求める意見書について	
20	〃	5	T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書について	
21	報告	2	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
22	〃	3	例月出納検査の報告について（平成25年度12月分）	

(午後 1時00分)

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） 悪天候の中ご苦勞さまでございます。
ただいまの出席議員は全員であります。
これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において
1番 佐藤久哉君 2番 白馬康進君
の両名を指名します。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第2、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。
- 事務局長（小野寺祥裕君） これから諸般の報告を申し上げます。
本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。
第2回目の報告から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第3回
報告書のとおりであります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は第2回目お手元に配付している説
明員の出席に関する報告のとおりであります。職務の都合により一部に異動がある
場合がありますことをご了承願います。
以上でございます。
- 議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎提案理由の説明

- 議長（鹿中順一君） 日程第3、提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 議長に発言のお許しをいただきましたので、追加送付させていただきました議件につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案第 44 号、財産の取得については津別町旭町団地買取事業に関する協定に基づき今年度完成しました町営住宅及び特定公共賃貸住宅を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明にかえる次第であります。

○議長（鹿中順一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎議案第 37 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 37 号 平成 26 年度津別町一般会計予算についてから日程第 10、議案第 43 号 平成 26 年度津別町上水道事業会計予算についてまでの 7 件を一括議題とします。各会計の内容の説明は既に終了しておりますので、昨日に引き続き質疑に入ります。

質疑はできる限り簡潔に議題外にわたらないようにし、答弁についても要点をとらえて簡明に願います。質疑に際しては、予算書に記載のページ数を言っていただきます。

日程第 4、議案第 37 号 平成 26 年度津別町一般会計予算について、昨日に引き続き第 8 款土木費から第 9 款消防費、第 10 款教育費、第 11 款災害復旧費、第 12 款公債費、第 13 款予備費まで、ページ数は 274 ページの中段から 417 ページまでの質疑を許します。

8 番、谷川忠雄君。

○8 番（谷川忠雄君） 簡潔にという話でございますので、なるべく要点を絞って質問をしたいと思っております。

まず道路橋梁総務費の関係で道路除排雪関係の関連でございます。その前にページ

数 283 ページ。

その前に再三にわたる除雪、連日ご苦労さまでございます。

それでは本題に入ります。除雪について大変ご苦労されているのはわかっているのですが、今年2月ごろだったと思いますけども、雪がそのころは少なかったけれども路盤にあんまり雪が堆積というか、たまっていない段階で1、2回程度除雪をしたかなというふうな感じで、あれは経費についてはちょっと無駄じゃないのかなと。そして3月にきて、ここで連日にわたって大雪ですから、少なくともやっぱり除雪については多くやってもらおうと町民の方は喜ぶのですが、一方ではやっぱり必要なときにやるというふうなことも必要だということで、その辺の観点について答弁をお願いしたいというふうに思います。特に2月は寒さが厳しいから、あまり道路のでこぼこというのは非常におきづらいというふうな感じでございます。それと関連しまして、除雪業者に最低補償はしていると思うのですが、それについては何割、わかれば幾らぐらいなのかと、これエリアがありますから一概には言えないと思います。上限、下限ぐらいでもよろしいです。それと、もう一つは1回の出勤にあたっておおよそ、直営は除いてどの程度ぐらいかかるのかということについて確認を含めて、我々の認識も含めて1回やるとこのくらい金がかかるということで、我々も町民の方に説明をする場合に役に立ちますので、その辺についてお話をいただきたいと思います。

次に、295 ページから 297 ページの関連ですが、住宅管理費、町有住宅関係の管理費、これもちょっと関連ですが、これ町長の施策で今要所、要所に団地をつくっていますけども、自治会長さんのほうから新しい住宅できたのはいいのだけども、人によって自治会にも入らないと、会費も納めないというふうな人がいるという苦情を聞いています。それで、これが地域の付き合いというか、これは我々としては良識なのですが、これを入居条件に入れられないのかどうか、その辺について伺いたい。札幌あたりであれば、結局アパートに入っても必ず町内会費だとか全部セットでとられるような形になっています。それらについてまず伺いたいと思います。

次に、298 ページから 299 ページにわたってですが、住宅建設費、この中の公有財産購入費の関連で質問します。これ旭町の営林署の土地を取得するというふうなことを委員会等で報告受けていますけども、ここにも入ってから10年前後、10年までな

らないかもしれませんが、入るときは何の条件もなかったのだけでも入ってみて、わざわざ例えば遠くから津別に縁故者がいて引っ越してきたと、だけど新しいものを建てるから退去してくれということで非常に津別に住んだらいいかどうかということを含めて不安に思っている人がいるというふうなことで、今度これ新しい住宅に建て替えるときに優先入居が可能なのかどうか、可能であれば前回といいますか従前にちょっとあったと思いますけども割り引き、過去というか、いろいろ入るためにストーブだとかいろいろ投資をしている方も結構いますので、その辺の住宅割り引きというふうな問題もどういうふうになるのか検討に値するのではないかとということで、この3点について答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 私のほうからは除排雪について説明をさせていただきます。谷川議員おっしゃったのは、きっと1月にやりました排雪の関係だと思います。

（何事か言う声あり）

○建設課長（江草智行君） 除雪ですか。

実は、除雪というふうになりますと、その都度出ていますので雪の降った時点、あるいは雪はそれほどでもないのですが風が強くて吹き溜まりができると、そういうときに出しております。それで吹き溜まりができる場合はおおむね市街地よりは郊外が多いものですから、その際は直営班といいますか機動だけで出しているという状況になっております。雪が基準でいきますと10センチを超えたような状態は委託路線も含めて全路線を走るという形でやっております。それで1月といいますか、今年雪の降り方が少し去年とは変わっております。というのは、去年は12月に4回ほど出動するほどの雪が降りましたが、今年は2回で、正月がまず例年ですと何回か出るのですが今年はお出なかったというのがあります。その次に出たのが年明けて1月の31日、ちょっとお待ちください。1月の末でございました。その間ずっと雪が降らなくてという状況がありまして、全体的に雪が少なかったという状況になっております。それで本当は雪が少なくて除雪しなれば私たちといいますか仕事上はとていいのですが、それまでの経験からいきますと、こういう雪のときには後でどかっと来るという経験値があります。そういうことで今年も本当にまとまった雪がどこかに来るなとい

う予想を立てておりました。そのために、特に1月の半ばから排雪事業を、これは直営だけで委託を含まないで直営だけで排雪をして次の大雪に備えるという形をとりました。その排雪のときには単に道路わきに積もった雪を取り出すだけではなくて、路上に固まった、路盤に固まった雪もそぎ取るような形で作業をしていましたので、それがかなり時間をちょっと要するような形になったところはあるのですが、そういうことでできるだけ雪を多くとるということで実施をいたしております。そういうことから逆に除雪ではなくて排雪のほうに今回は力を入れているということで、また2月の16日、17日、18日、3日間これはちょうど平成16年のときの低気圧と同じような低気圧の状況でございまして、ただ少し低気圧が南にずれたためにああいふふうな大雪にはならなかったと、それでもかなりの大雪で2月の20日前後の時点では前年度と比べまして20センチほどの雪、積雪深雪の高さがあったという状況になっておりまして、結果的には事前に排雪をやっておくことによってその後の除雪がスムーズにいったのかなというふうに考えております。

すみません、忘れておりました。除雪費の業者への補償と、それから出動の委託料ですが、除雪業者の補償につきましては、おおむね例年の3年間の委託費の平均の3割というふうに決めております。ですから細かい金額までは、その平均幾らになるかという金額は今持っていませんのでちょっとお答えすることはできませんが、基準としては例年の委託費用の平均の3割というふうに決めております。

それから出動の委託料ですが、出動としましては業者さん4社、そのほかに部落のほうでも個人のほうに委託しているものが何本かございまして、それらを含めまして1回当たり大体90万から100万ぐらいの金額に委託料としてはなります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） それでは住宅関係につきましてご説明申し上げたいと思います。まず1点目としましては自治会への加入ということなのですが、確かに近年、自治会の協力があまりないというのも聞いております。それで募集時のチラシ等に一応、自治会への協力ということで、その辺でもうたっております。それと入居者が決定しましたときにしおりの中に自治会への加入と活動へ協力をお願いします

という文面も入れています。また、自治会長のほうでだれが入ったかちょっと把握できないということがありまして、本人から情報を提供承諾書というものをもらいまして自治会長あてに氏名等をお知らせしております。それで自治会のほうで対応してもらっているというのが今の現状であります。

続きまして団地の今の入居者、営林署跡地の町有住宅だと思っておりますけども、現在住宅については、あれは営林署跡地購入した営林署跡地を買ったときにはまだ今のまちなか団地の整備についてはなかったと思います。平成22年からの建設いたしまして、その前からの計画の時点では広報なりではお知らせはしているのですが、あそのこの団地最終的に今1、2ありまして、これから残っているのが第3工区なのですが、それにつきましては営林署跡地の営林署旧住宅、まだ購入できていなかったものですから建てる時期等については、ちょっと決まっていませんでした。それで平成24年の11月に当時町有住宅3件ありました。その説明会ということで今後の日程について説明をいたしました。その時点で平成27年、28年で整備を行いますと、そして移転してもらう時期については26年に入りましたらお知らせしますということで説明会を開きました、それが24年の11月ぐらいなのですが、それで25年度に今回、営林署跡地の住宅等土地も含めて購入するということになりましたので、再度説明会を2月に開きまして、そのときには3軒なのですが、3軒の方にご説明をいたしまして移転をお願いしたいと、そして先ほど言いましたように27年度からの、来年の4月から整備を行いたいということを伝えております。

それで移転についてなのですが、今回旭町団地が今できまして、これも移転につきましては公営団地の方が今優先的に入居をされることになっております。第2期分としまして26年度分、また10戸の住宅ができるのですけれども、秋以降になるのですが、ここに旭町の町有住宅の方を優先的に入居をさせるということでのこの間のお話をしております。その中で、いろいろ以前、西町だとか旭町の町営住宅から移転した方にはいろいろ助成金なり移転費用も出しました。そして家賃についても緩和措置で徐々に上げていく方法をとっております。ただ今回、町営住宅からの移転ということであるのですが、今回町有住宅なものですから、ちょっとそういう決めがなかったものですから、それは後で内部で、今から協議しますということでお話し

したのですけども、移転費については出す予定もしますし、その家賃が、あそこ家賃町有ということで限度額1万5,000円なののですけども、それが今度上がるとすれば2万何がしになると思うのですけども、その辺の差額についての緩和についても同じく町営住宅と同じくやっていきたいなと思ひまして考えております。それが決まればまたお話をして3軒の方に優先的に空きできる住宅に関しては入居させていただきたいということでご説明しておりますので、来年からの整備に向けてやりたいと思ひています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） もう1回だけ確認をいたします。除雪の関係ですけども、いろいろ先触れを含めて雪をいろいろ必要なときには先にやって大雪に備えているというふうなことで、それについては了解いたしますけども、いずれにしても3月の雪解け時期になると床ぞろえをしないと、わだちができて車がやっぱり大変ということで、一般的な目を見て必要な時にはするというふうな形で、その辺の目線を大事にして対応してもらいたいなということだけ申し上げておきます。

住宅の入居の関係の自治会費の未納だとか、自治会に入らないというふうな問題については、これは自治会長さんが非常に苦勞しているのですね、極端に言うと、行くとかかなり怒鳴られたりですとか、そんなようなこともいろいろあるということで、町でこの示達を入居のときに示すのはこれいいのですけども、もうちょっと強制力をかけたような、少なくとも自治会には入って隣近所と仲よく付き合いをするというか、せめてそのぐらいのことでできないのかなと、せっかくいいまちづくりだとかいろいろ言っても、新しい団地でそういうふうな結局問題が出てくると、自治会長もいいまちづくりどころではなくて当面差し迫ったそんなふうな問題も出ていますので、この辺難しい問題もいろいろとあると思ひますけども、今一步、ちょっと推し進めて強制力をかけれるのなら、やんわりと自治会には加入しないと入居はなかなか難しいだとか、そんなようなことも含めて、これらについては十分検討をいただきたいということだけ申し上げておきます。

それと旭町の営林署の移転関係ですけども、補償、家賃減を含めてこれらについて

は十分今入っている人の話も聞いて、やっぱりここに入るために津別にわざわざ遠い所から来て、やっぱり入居するのにストーブですとかカーテンとかもろもろ乏しい年金から50万、70万、その程度かけたという人もいますので、病院その他含めて津別に住みたいという気持ちは持っているのですが、町の対応が不十分だったら、やっぱり北見に行ってしまうとか、いろいろそんなようなことも心配されるかなということで、これいずれにしてもルールも必要だと思いますので、一定の線をもって相手も理解できるような形でいい形で折り合いをつけていただくのがいいのかなということだけ申し上げて終わります。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 先ほどの答弁の中で、私部落という言葉を使いました。これは不適切な言葉でございますので、郊外地域というような形に訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

申し訳ありませんでした。

必要な時期での除雪の対応を心がけろということでございました。確かにおっしゃるとおりでございます。床ざらいと、これからは積もった路上の雪のザクザクになってくるものを床ざらいするというようなことも出てくるかと思えます。適期に合わせて実施したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 自治会費につきましてですけども、強制的なものも今住宅関係についてはないのでですけども、だから家賃の中に含めるというのもちょっと難しいんですけども、先ほども言いましたように入居される方には常日頃協力をお願いしたいと。いろいろ町外から来る人もいますので、なかなか家に入っちゃうと外にも出づらいということもありますので、その辺は自治会長を通じまして、それぞれ参加してもらいたいようにうちのほうも努めますので、よろしく願いしたいと思います。

それと町有住宅入居者につきましても、町営住宅でも同じようなことをやっているもので、同じ公的な住宅ということで、やはり同じにしないといけないなというのわかりますので、それはいろいろ整理を進めまして今後進めていきたいと思っておりますので、

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 第8款土木費から第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款予備費までの質疑を中断します。

次に、一般会計予算の歳入について一括質疑を許します。ページ数は10ページから41ページまでです。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 17ページの12款の使用料及び手数料の中でお伺いをしたいと思います。総務使用料の部分でございますけども、ここにそれぞれの施設の使用料が予算化されております。それで相生総合交流ターミナル使用料120万についてお尋ねをしたいと思います。この施設は財産の扱いとしては行政財産というふうになっているかと思えます。町のほうでも調べてはいるかと思えますが、公有財産の扱いで、自治法で普通財産と行政財産に分けられておりますが、この行政財産というのは公共用に供するという事で自治法の238条の4項で決められておりますが、ここの部分については、いわゆる民法上の私権の決定で使用料を取っているのは原則禁止されているかというふうに思えます。このことを含めて今年オープン予定の体験交流施設については委員会のほうでも説明受けましたが、協定書のほうで納付金ということで説明を受けたわけなのですけども、同じ行政財産の指定管理を受けている中で今度の新しい施設については納付金と、これまで相生については120万で使用料をとっていると、法的な問題はありますけども整合性はないのではないのかなと思えますので、この点についてお伺いをしたいと思います。

それから29ページの、地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業で8万円予算を組んでおりますけども、この中身についてどのようなものかお伺いをしたいと思います。

それから33ページの売り払いの関係で動産売払収入、ここにおいてオフセット・クレジット売払収入196万8,000円を計上しておりますが、この内訳についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） 私のほうから 17 ページの使用料の関係でございます。相生の交流ターミナル施設の関係、議員ご指摘のとおり、これまで 120 万ということで施設のほうからいただいております、新年度予算にも同額を計上させてもらっております。先般の産業福祉常任委員会のほうでも若干触れさせていただいた経過がございますけれども、今回、体験交流施設ができて、その使用については納付金という形で整理するという形になってございます。内部で協議いたしまして、ご指摘のとおり整合性がとれないという部分があって、過去の経過はございますけれども、今回、当初には使用料という形で載せさせてもらっておりますけれども、次回 6 月になるかわかりませんが、予算組み替えた中で統一的な扱いということで納付金という形でこの部分を処理するような方向でもっていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐藤美則君） 私のほうから 29 ページ、地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業についてご説明申し上げます。これは土曜日において、子どもたちが有意義に過ごせないということから、土曜日の子どもたちの体験講習ということで学習やスポーツ、体験活動を一層活発化させて有意義に土曜日を過ごしてもらおうということで北海道のほうから補助金がでます。事業費 12 万に対して 3 分の 2 の補助となっております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 33 ページのオフセット・クレジットの売却収入でありますけれども、これにつきましては平成 23 年から 25 年にかけて町有林の適正な間伐を進める中で森林の CO₂ の吸収が図られるということで、これをクレジットにするということで J-VER クレジットということで認証を受けております。この認証総体 CO₂ の量、これが約 4,800 トンほどございます。これは 25 年も売却をしておりますけれども 26 年度におきましては、ソニー銀行さんに 500 トンを計画しております。ちなみにソニー銀行さん昨年の実績で 524 トンお買い上げをいただいております。

して、今年は 500 トンという形で考えております。1 トン当たりの単価がソニーさんちょっと特別単価ではございますけども 3,937 円という単価で契約を進めております。ちなみに昨年の売上実績で申し上げますと総量で 673 トン売り上げをしております。収入金額で申し上げますと 430 万ほどの売り上げをしております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 17 ページの使用料についてはわかりました。この中にはレストハウスもありますけども、この点についても合わせてお願いを申し上げておきたいと思えます。

それから 29 ページの土曜日の体験活動、子どもたちのための事業の 3 分の 2 の補助ということで、この体験活動というのはどういう団体がやるのか社会教育の部分でやるのか、それあたりのやり方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐藤美則君） 土曜日の体験学習なのですが、アソビバつべつが現在実施しておりますが、その事業が該当になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤 同君） すみません。追加してのお話しなのですが、アソビバつべつの中でさまざまな体験学習をやっているわけなのですが、その事業、ある意味では全体が補助事業の対象というふうに考えていただいて結構だと思うのです。

その中からどれがどれかというのではなく、全体がこの補助事業に合致しているということで、その中から予算上は 12 万ということは出していますけれども、全体というふうにとらえていただいて、例えばツリーイングで木登りをすることだとか、それから川下りをする事だとか、アソビバファームで野菜を育てることだとか、そういうものすべて体験という形でこの事業の対象になるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 1点だけ質問をいたします。

19 ページになると思うのですが、体験館の納付金なら納付金でもいいのですが、歳出のほうはたくさんかかる経費を計上していたけども、我々協定書はもらっていませんけど産建の説明によると90万というふうな形になっていたと思いますけども、これについては当初に計上しているのか、それともどこかに丸まっているのか、ちょっとその辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 体験交流施設の納付金の関係でありますけれども、体験交流施設の指定管理者を最終的に議会の議決をいただいたのが1月23日でありまして、それ以降、指定管理者と26年度の負担分についてそれぞれ協議をさせていただいております。その前段で考え方等も含めて2月の所管の委員会のほうに考え方を示させていただいております。それ以降、指定管理者と具体的に詰めさせていただきましたので、当初予算の中には計上しておりません。間に合わなかったということがあります。次期の議会の中で補正をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 15ページの地方消費税の交付金についてお尋ねしたいと思います。消費税がこの4月から増税されるということですが、今回地方消費税交付金が前年同額ということで載っておりますけれども、この増税についてどうして載せなかったのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） ただいまご質問のありました地方消費税交付金ですけれども、予算計上額が5,500万ということで結果的に前年度と同額の5,500万ということになっております。議員おっしゃるように消費税につきましては現行5%ということで、これにつきましては国4%、地方消費税1%ということで、今回4月1日から結果的に8%になりますけれども、その場合国が6.3%、地方消費税が1.7%ということになります。結果、0.7%の地方消費税の増ということになります。これからいい

ますと 25 年度 5,500 万ですけども 0.7%といいますと 38 万 5,000 円とその程度の額ということになります。それで、その分を単純に増えるかといいますと、現行の社会情勢、25 年度においては駆け込み需要があつて増えるかなと思つたのですけども、実際見込み額としてはそんなに増えておりません。25 年度の実績、それで 26 年度になると買い控えの関係も出てくるかなと、消費税値上がりすることによってそういうことも出てくるかなというふうに私どものほうはとらえております。その結果、いろいろ算定した結果 0.7%増の部分も含めて 5,500 万という結論に達したということでございます。ですから、その中には 38 万 5,000 円ほどの割り返しますと 38 万ちょっと、その程度額含んでいるということになりますので、ご了解願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん） 38 万 5,000 円程度の増だということで見込みがまだよくわからないと、増えるかどうかよくわからないということで載せなかったということで理解したいと思いますけれども、町民の生活は回覧板にも配ってくれて回ってきましたけど、この 4 月から水道料を値上げしますという回覧板が私のうちに来ていましたので、そういうようなことも含めまして公共料金も上がる、消費税も上がる、さまざまな使用料も上がるのではないかというような中では、多少の金額にしても増税になって必ず上がるというふうに決められているのだというふうに押さえているのですが、幾らかでも町民に還元するような施策をとっていただければよかつたのかなというふうに思いました。

しかし今お聞きして 38 万 5,000 円であれば、言ってみれば対して影響のある額でもないのかなというふうに思いましたので、これで了解します。

○議長（鹿中順一君） 横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） 今 0.7%分、見込まなかつたわけではないです。見込んで 5,500 万という状況でございます。今回の増税の分については特財化するといったようなことで引き上げ分については社会保障 4 経費、これに充てるといったようなことになっております。ですから今回は、厳密にいうと 38 万 3,000 円ですけども予算書の 175 ページ、そこの乳幼児等医療費助成事業、ここに、その他の欄に 48 万 3,000 円という特財が入っていますけども、このうちの 48 万 3,000 円、そのうちの 38 万 3,000

円がこの地方消費税の増税分と、増えた分、これを社会補償ということの特財ということになりますので、そこに充当しているということになります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 聞きました。今回の消費税の増税というのは社会保障と税の一体改革の中で行われるということで、この趣旨に沿った使い方がされるということと了解します。

○議長（鹿中順一君） 6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） すみません、1点お伺いをしたいというふうに思います。39ページの雑入ですけれども、この中の一番下に北海道市町村振興協会設立35周年記念特別支援事業補助金142万3,000円があるわけですけれども、35周年だから多分こういう形で市町村に配布されるのかなと思いますが、こういう形で収入としてくる理由と、これはどのような形で今予算の中に組み込まれているのか教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（竹俣信行君） 今39ページの一番下の北海道市町村振興協会の35周年記念の助成金の関係についてお答えしたいと思います。北海道市町村振興協会というのは、市町村振興宝くじ、サマージャンボ宝くじの発売の収益を市町村の振興事業や災害対策のために拡張する団体として設立されております。この団体が平成26年度、35周年を迎えるということで、市町村の防災ですとか減災対策の推進を図るということ、そういう事業目的で交付されるものであります。全道で5億円ということで総体の金額聞いております。それで本町に配分されるのは142万3,000円ということで、この予算の充当でありますけれども歳出のほうの303ページ、消防費の災害対策費の中の備品購入費の防災用としまして軽貨物車、それからジェットヒーターを4台今年購入することで予定しております。この備品の購入費に充当していくという内容でございます。

○議長（鹿中順一君） 6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） 中身につきましてはわかりました。申し訳ないのですが、

毎年幾らかの金額はきていたのか、また今後こういう形で収入というかお金がくる可能性はあるのか、ちょっとその辺教えてもらえればと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（竹俣信行君） 今回 35 周年の記念ということで、今回の支援事業につきましては平成 26 年度限りということで実施いただいております。

○議長（鹿中順一君） ほかに。1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 15 ページの地方消費税交付金のところなのですが、私も聞こうと思ったのですが、茂呂竹議員の質問で同額だというのはわかったのですが、私ここ単純に消費税が 5%から 8%、要するに 1.6 倍になるので消費税の交付金も 1.6 倍、実際は 6.3 と 1.7 ですから、それよりちょっと上になるのですが、なると思っていたのですが今 0.7%を 38 万 5,000 円とおっしゃいましたけども 1%に相当するものが 5,500 万であれば 0.7%に相当するものは比例配分で単純に考えると 3,850 万になると思うのですが、私の考えの間違えを正していただきたいと思うのですが。

○議長（鹿中順一君） 横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） あのですね、議員おっしゃるとおりと言いますか、私どものほうの 0.7%増えるという情報のもとにあれしたのですが、算定誤りかと思えます。ですから、もっと地方消費税が増えることになるかというふうに思えます。ですから、この件については再度具体的なものなりきた場合に再度補正等の関係含め適材な処理をしたいというふうに思えます。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（鴫田憲治君） 先ほど茂呂竹議員に 38 万といった部分については、うちの担当のほうの恐らく算定誤りということで陳謝します。申し訳ありません。

それで今佐藤議員がおっしゃったとおり恐らくその程度の 3,000 万円を超えるであろう金額については恐らく上がってくるのではないかというふうに思いますが、ちょっと 0.7%という数字にちょっと担当のほうがだまされたというか、そういうことでちょっと計算誤りがありました。それは率直に謝ります。申し訳ありません。

今後につきましては動向を見ながら補正等で対応させていただいて、場合によって

は使途についても先ほど横山主幹のほうから申しましたとおり社会保障費のほうで充当するというようなことが原則ありますので、その辺もう一度内訳のほうを再配分しながら再度組み立てしますので、そういうことでご了解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

一般会計予算の歳入の質疑を中断します。

以上のとおり、一般会計予算の各区分ごとに質疑を行いました。一般会計予算の全体と通して質疑漏れがありましたら質疑を許します。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） それぞれ26年度の予算について総体的な審議がされたところでありますが、ちょっと私としてどうしてもちょっと気になる点がございまして、その関係について1点だけちょっとお聞きをしたいと思います。これは総体的な町の予算に関わることでありますが、今町との中においては今後さらに26年度含めて住宅整備あるいはこども園建設や宿泊交流施設をはじめさまざまな建設にかかわる予算が今組まれたところであります。私が心配するのは、こういった建設に対する資材の高騰と合わせて本日の道新の中にも北海道の企業における人件費の値上げの問題が報道されておりました。とりわけ建設業界におきましては、今日非常に人手が不足しているといった中で、やはり賃金も上げなきゃならない、そういった取り組みが報道の中でうたわれていたのではないかなというふうに私自身も感じております。そういった状況からして人件費の高騰も含めて今後想定されるのではないかと思うところであります。業界の中においても、やはり資材の高騰なり人件費を上げなければならない、人員を確保するためというふうな中で、現状の中で本当にそのことに対応できるのかなという非常にご心配をされている状況でございまして。

また、今日の社会状況の中で、仮に入札をしても非常に資材等の格差がございまして入札の不調や、さらには不落が今日大きく報道されているというのも事実であります。そのことから、町として今後の見通しと対応について、こういったことの見通しと対応についてどのように考えているのかお聞かせを願いたいということで、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（鴫田憲治君） 一般会計の予算全体の当初の説明のときに、一番最後にちょっと議員の皆さまにはお話ししたとおり、全国で今そういう問題がおきまして入札自体がなかなか難しいというような事態が生じております。それで最後にお願ひしましたけれども、再度、工事出す折に再計算をし直ししますので、現行の予算の中で間に合うのか、当然、全てのを削りながらということではなくて再査定きちっとしまして、その中で予算がしっかりこれで大丈夫なのかどうなのか確認いたしまして、場合によっては補正予算というような形で工事の発注のほうに万全を期したいということで当初説明をさせていただきましたが、それについてはそのとおりでありまして、今後それぞれ主に建設課のほうになると思いますけれども、その辺十分に積算を見つめ直しまして十分それに対応できるような形でやるということで予定しておりますので、そういうことをご理解をいただければというように思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 確かに先の委員会の中で副町長のほうからも、この問題については今後の対応として話をされたのも事実であります。そういったこともあります。非常に私自身もこの後の資材の高騰とか、いろんなさまざまな部分でやはりこれからのいろんなことを行うにあたって、やはり入札の不調や不落というものが、やはり起きた場合大変な事態になりますから、そういったこともちょっと心配をして今ちょっとお話をさせていただきましたので、最後に委員会の中でも副町長のほうからいろいろお話がございますから、もし副町長のほうで何かあればお聞きをして終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今議員ご指摘の部分につきましては所管の委員会の中でもちょっとお話をさせていただいたところであります。基本的には今の鴫田課長がお話しを申し上げたそういう方針で臨みたいというぐあいには思っておりますけれども、本当に現実的には、例えばこども園の関係については、昨年の9月の単価をつくって今の実績をつくってきているというようなことから、既に値上がりを含め行われる。今年の2月から7.2%また人件費総体が上がっていく、4月以降もなおかつ右肩上がりの資

材の高騰だというような形で言われております。入札が実際は今のところ予定は6月ぐらいになるのだらうと思えますけども、設計を組んだときと実際の入札をしていくときには9カ月ぐらいのタイムラグ含めてあると。これは非常に大きな時間的な差になってきているのではないかなというぐあいに思っております。先の見通しをさまざまな情報含めて聞いていきますと、どこかに落ち着いたり下がったりするだとか、そういう要素は今のところ全く見当たらないというような状況でございます。人に言わせますと20年の東京オリンピックの前年ぐらいまではこういうような状況がまだまだ続いていくのではないかとさえ言われている状況かなというぐあいに思っているところでございますけども、入札の不調や不落ということは、こんなことがあってはいけませんので、基本的にさまざまな部分で整備を行いながら議会の中でご相談をまたさせていただきたいというぐあいに、補正等も含めて考えさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） ページ数を申し上げますと69ページの庁舎維持管理経費なのですが、今年度予算には計上されていないのですが、昨年、庁舎維持管理経費の中で庁舎の耐震の調査ということで871万5,000円が計上されております。25年度で計上されていたのですけれども、そういう調査をすれば、当然その次に起こるアクションがあると思うのですけど、今回それについては何も予算が載っていないのですが、その辺どうなっているのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 松橋総務課主幹。

○総務課主幹（松橋正樹君） 庁舎の耐震改修の関係でちょっとお答えしたいと思います。委託しております、先日、委託完了いたしまして成果品が上がってきたところでございます。その中で耐震診断結果が出てきております。改修が必要だということで改修案も提示されているところであります。所管の委員会で整理した上報告させていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今の経過につきまして今主幹のほうで述べたとおりでござ

います。成果品が上がってきたばかりということで、町長も含めて内部の中でどのような方針をもって進めるかということは、またこれからの検討ということでございますので、当然 26 年度予算等には反映はしていないということであります。所管の委員会等も含めて結果の部分については提示をしながら今後の対応を考えていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） わかりました。それで委員会のほうでも実は道内視察今年度予定しておりまして、大きな課題でありますので、もしそうした結果であらあら所でも先に渡していただければ新年度早々候補地を決めたいと思いますので、その中でもし検討できるようなところがあればやりたいと思いますので、ぜひ報告のほうよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で一般会計予算の質疑を終結します。

暫時休憩をします。

休憩 午後 1 時 59 分

再開 午後 2 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 38 号

○議長（鹿中順一君） 次に、日程第 5、議案第 38 号 平成 26 年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を許します。

ページ数は 427 ページから 471 ページまでであります。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で、国民健康保険事業特別会計予算について終結します。

◎議案第 39 号

○議長（鹿中順一君） 次に日程第 6、議案第 39 号 平成 26 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を許します。

ページ数は 472 ページから 484 ページまでです。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で後期高齢者医療事業特別会計予算についての質疑を終結します。

◎議案第 40 号

○議長（鹿中順一君） 次に、日程第 7、議案第 40 号 平成 26 年度津別町介護保険事業特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を許します。

ページ数は 485 ページから 523 ページまでです。

ありませんか。

5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん） 私数字のことは弱いのでよろしくお聞きしたいと思えます。

一つは、平成 27 年から第 1 号被保険者の低所得者の保険料の軽減措置が今回国によって拡充をされるというような記事を読んだのですが、具体的にはどのようなものかお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、これからの津別町の特養ホームなどの待機者などに私も間もなくそういう立場になるのですが、介護保険計画、502 ページの介護保険計画策定委員会という経費というのが載っていますけれども、平成 27 年から 29 年度の介護保険事業計画というのがこれからつくられるというお話しでしたけれども、町として待機者解消の基本的な考え方というか、介護保険計画にどれぐらいのベッド数、特養のベッド数を載せようとしているのか、そういうお考えがあるのであればお聞きをしたいのですが、この介護保険計画に盛り込まれなければベッド数の増はあり得ないというようなお話も聞いておりますので、そこら辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君）　ただいまのご質問にお答えしたいと思いますが、今の最初の介護保険法の改正の中で低所得者への拡充の部分なのですが、今まだ国会で審議中だというふうに思いますけど、医療介護の総合確保推進法案の中に介護保険法の改正の部分も盛り込まれてきております。それで低所得者の拡充の部分で、今基準額、うちの介護保険料でいきましたら 2,800 円が基準額なのですが、低所得者についてはその 0.5 倍、ですから月額 1,400 円の部分が一番の低所得者の部分だと思いますが、全部、真ん中の基準額の 2,800 円を基準として 0.5 倍から 1.5 倍までの保険料として所得の段階別に差が出てきております。それで詳しいことはまだきちんと把握をしておりませんが、2,800 円から基準の段階別、確か 2 段階しかないと思うのですが、それを多分、段階を区切って 3 段階なり段階を区分けをするのではないかなというふうに、そういうようなことでちょうど額というか、第 1 段階、第 2 段階の境にいるような人をもう一度第 3 段階をつくることでさらに金額が軽減をされるというような対象者も増えてくると、そういう所得の区分の見直しが今回の中でされてくるというふうにしておりますが、ちょっとそれが幾ら、どのぐらいかというちょっとそこまで詳しいことはまだ詳細わかっておりませんので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

それと第 6 期でつくりますこの介護保険事業計画の中の特養待機者といいますが、そういう重度の方の考え方でございますが、これも策定委員会の中での議論となると思いますが、今回 26 年度で整備がされてきます小規模多機能の、言ってみればそういう在宅の待機者の方の一つの受け皿としての考え方もあるのかなというふうに思います。ご承知のように小規模多機能は 24 時間、365 日の介護が可能ですよというそういうサービスの中身でもございますので、例えばあそこの併設となりました共生型の住宅に入居することで夜間等も含めて、日中は小規模のほうでデイサービスという形でお世話をして夜はヘルパーさんが数時間おきに見守りをしていくと、そういうような形で特養の代替えといったら語弊があるかもしれませんが、そういう重度の在宅の介護をされている方の一つの措置になるのではないかなというふうに思っておりますし、この小規模多機能の部分は担当課のほうとしては津別の中に 1 カ所じゃなくて、例えば相生だとか本岐だとか、そういうサテライト的な部分でもう 1 カ所ぐらい津別の中

では必要ではないかなというふうな、そんなふうな判断をしていますが、この辺も策定委員会の中で議論がなってくるのではないかなというふうに思っております。前に視察に行きました本別町のところは、この日常生活圏域、津別の場合は1カ所なのですけども、本別町の場合はそういう郊外のある程度の集落が固まっているようなところも一つの日常生活圏域ということで3つの日常生活圏域にして、それぞれ1カ所ごとに小規模を整備をしていると、そういったようなところも見てきましたので、何かそういったような本岐、相生くらいに1カ所ぐらいのサテライト、サテライトになれば看護師だとかちょっと人材が大変な部分が本体のほうの人員の配置で可能だといった部分もありますので、その部分で特養が増床、それがいつの時期になるのかといった部分もちょつとあると思いますが、増床されるまではそういう在宅の重度の方を支援をするサービス事業として考えていくほうがいいのではないかなと、そんなふうな今のところは考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 今お聞きしました。第1号被保険者の低所得者への手当というか減免措置というのが拡充されるということで、非常にご苦勞されている人たちがわずかでも減免されるということになれば、これはこれでいいことかなというふうに思いますが、もう一つのほうの介護保険計画ですけれども、地域で最後まで住み慣れた地域でというのが一つの合言葉になっているのかなというふうに思います。それであちこちで例えば合併をした町村が小さな町村に特養がないということで、そういうところに何とか特養を建てたいのだけれどというような取り組みも聞いておりますけれども、もちろん相生とか本岐というところは、それぞれ集落のつながりも強いところですので、もしこういうサテライトというような形ができるのであれば、それはそれですごくいいことではないかというふうに思います。もちろん策定委員会で議論をするということなのですから、いろんな委員会、私もこれまで参加させていただきましてけれども、どちらかというとな役場の側が、行政が提案するというを中心に審議をして、大体それに沿った結論が出され、そして答申がされるというような流れをずっと私も見てきておりますので、ぜひしっかりと計画をさせていただきますようお願いをして質問を終わります。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 介護保険事業計画の部分、今ニーズ調査を行いました。今集計作業中ですが、当然ニーズ調査の結果を基に施設の利用者というかそういった部分も量的にはどうなんだという、そこら辺も調査の結果から出てくる部分もございますので、委員今おっしゃいましたとおり本当にそういうような大変に在宅のほうで苦勞されている方が少しでも支援ができるような、そういった計画となるよう十分策定委員会の中でも議論をしますし、役場の中の担当の部局の中でも十分議論を積み重ねながら策定員の皆さんといっしょに計画を積み上げていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今山田課長のほうでお答えをしました。第6期目というように4月以降、今、4回から5回ぐらいの策定委員会の開催がされるというふうに聞いているところでございます。サテライト等の進出だとかというように当然あり得るというぐあいには思いますが、ただ、これやっぱり法人等が津別町に進出をしてきてもらわなければならない。町直営でやれるという状況には私どもはないだろうというぐあいには思います。こういうところが来ていただけるかどうかというのは4月からまた始まる小規模多機能の結果だとか、そういうものにやっぱりかかってくるのかなというぐあいには思うところでもあります。ただ、施設が多くなればなるほど介護保険で伴う施設が多くなればなるほど、介護保険料も間違えなく上がってまいります。今基金で充当しながら全国一安い2,800円という介護保険料にはなっておりますけども、6期には当然こういう金額にはなっていない。そしてなおかつ新たなものを入れていけば、なおかつこの分の介護保険料は当然高くなってくると、これが附帯をしているということも念頭に置きながら、やっぱり適切な状況というのを考えていかなければいけないと思いますし、住民の皆さん方には、そういうことを常に連動しているということもお話も申し上げながら策定にあたっていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 516 ページ、19 節の負担金補助及び交付金の補助金で成年後見制度の利用支援事業の補助金 39 万 5,000 円についてお尋ねをしたいと思います。

この補助金については、どこの事業所の含めて対象を考えているのか、合わせて始まっております津別町でもこの制度を既にスタートしておりますけれども、法定と任意という後見人のことについては家庭裁判所が申請に基づいて指定するわけなのですが、いわゆる後見人というのは基本的にボランティアという形になっているかと思えます。ただ指定を受けて業務を行った場合、いわゆる実費についてこれは負担求めることが多分できると思うのですが、本人が払えないという部分の中にはあろうと思うのですが、それとこの活動の中で事故だとかそういうものが起こる可能性もありますので、それあたりの補償を含めてどういうことになっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 516 ページの成年後見制度の要支援事業の関係です。ここに記載をしている補助金の部分については、法定後見、任意後見というお話がありました。法定後見のほうでございます。任意後見はあくまでも判断能力がある人が今のうちに後見を付けていこうというようなことでございますので、それに対する補助はしてなくて、法定後見の部分の補助でございます。しかも低所得者の方を対象とした部分、あるいは身寄りがなくて家族の後見、家族が後見の申し立てができないというそういう場合に市町村長が申し立てができますけど、そういう町長の申し立てをするときの申し立て経費が約 5 万 8,000 円ぐらい申し立て経費が入っております。残りの部分については通常の部分、ボランティアとおっしゃいましたがボランティアの部分を考えておりません。通常の場合、今市民後見人という形でできておりますが、それまでは弁護士だとか司法書士だとか社会福祉士だとか、いわゆる専門職の成年後見人、それと親族の方の後見人というそういう形が考えられると思います。ここで言っているのは親族の方の後見人というよりは、第三者の後見人ということで専門職の後見人であったり、あるいは市民後見人の方の報酬という形です。もちろんその報酬も勝手に町で決めるのではなくて、家庭裁判所のほうでその人の資産に応じて、あるいは活動に応じて決定をするという金額になっておりますが、おおむね月 2

万8,000円の12カ月ということで経費を見ております。それを最大にして裁判所のほうで決定をされた分に対して、その後見人に対して補助をするという形になりますので、団体に補助するとかじゃなくて後見人になられた方への補助という、そういうふうにとらえていただけるかなというふうに思っております。

あと、補償というか事故のときの補償ですね、これ津別の場合今も市民後見人の方を要請して受任をされている後見人の方今2名いらっしゃいます。正直この方の部分については保険に入っておりません。今町のほうと社協のほうで協議をいたしまして市民後見人とか、あるいは申し立てをするときに今個人なのですけども社会福祉協議会という、そういう法人が後見をするという場合もありますので、法人後見と市民後見人のフォローアップというか支援する組織として後見センターの立ち上げを、ちょっと今内部の中で検討をしております。そこにそういうセンターができれば、この市民後見人の方、今もし事故があったときは無報酬なのですけども、そういう方の保険制度もございますので、何とかそういう後見センターを立ち上げをする中でそういった経費等やなんかの分についてもその中で見ながら安全に後見活動ができるような体制づくりといった部分を今後早急に考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） おおむねはわかりました。津別町を含めて3町で講習会をやって市民後見人を養成しておりますけども、このこれからそういう市民後見人を増やす講習会等をこの先考えているのかどうかお聞きをしたいというふうに…。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 市民後見人の養成については、平成24年度に北海道の事業で今議員おっしゃられたとおり美幌町、津別町、大空町の3町で行いまして、これは10分の10の北海道の委託事業というか共催事業という形で行わせていただいて10人の方を養成いたしました。平成25年度につきましては国の認知症対策総合推進事業の中の市民後見推進事業を受託というか申請をいたしまして、これを決定となりまして、この事業を活用してフォローアップ研修という形の中で実施をして、さらに先ほど申しました成年後見センターの立ち上げの部分の検討会議やなんかもこの経

費を使いながら運営をさせていただいております。平成 26 年度については、再度国の市民後見推進事業、25 年と同様な事業を申請しようというふうに思っております。それで、まだ今 10 人の方養成をしているのですが、2 名が今受任をされていると、まだ 8 名の方がフォローアップ研修だとかそういった部分で参加はされておりますけど、受任までのケースがないということで、とりあえずは来年度は、平成 26 年度は養成講座の部分までは考えておりませんが、27 年度以降の中では再度の養成といった部分も考えたいなというふうに思っております。前に視察に行った南富良野町は 2,800 人ぐらいの人口だったと思いますが、40 人ぐらいの後見人の方が養成されているといった、そういうような話も聞いていますので、これも後見センターが立ち上がっていく中で関係機関の弁護士だとか司法書士の皆さんも運営協議会の中に入れて、専門職の方も入った形での運営委員会をつくっていくふうなことも考えていますので、その辺も見極めやなんかも、その会議の意見もいただきながら、どういう形での養成がいいのか、その辺も含めて今後の中で検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） わかりました。10 人津別で講習を受けられておられるということで、この中には自分の家庭的なことだとかいろいろ含めて講習を受けられた方がおられると思いますけども、本当にこの先こういう受けなければ生活できない方が増えてくると思われますけども、この自分の家庭ではなく本当に困っている人を助ける市民後見人のこういう人数を今後とも増やしていくべきだと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 研修会の講師の先生のお話しやなんかを聞きますと、先ほど言った弁護士だとか司法書士だとか、社会福祉士といういわゆる専門職といわれている後見人の方は、それなりにそういう専門の知識を当然持っている部分もあるのですが、なかなか本人、被後見人となられる方の面会や何かは月に 1 回だとか、あるいは必要なときにしか会わないと、そこにいくと市民後見人の方は、それこそ同じ町の町内の方で、そういう直接的な心情介護というふうにいわれているのですが日常生活の中で何か困りごとだとか、あるいは銀行に行ってお金の部分を一緒にやっ

てみたりだとか、そういう本当の身の回りというか日常生活の中を支援をしていくといった部分は本当に市民後見人の良さといった部分があるんだといったそういうようなお話も聞いておりますし、現実的に今市民後見人をされている方も本当に頻回に本人との面会だとかいろんな支援をいただいているところがございます。そういう市民後見人の広がりといった部分は、今後そういったような方たちが増えることで余計に必要とする人がもっともっと手を上げてくるのではないかなというふうに思っておりますので、そういった部分に対応できるような形で時季を逸しない時機を逸しない形で養成講座というか、新たな後見人の養成といった部分も当然考えていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 1点だけお聞きします。508ページの二次予防事業経費で説明ではミズナラ倶楽部というふうにあったかと思いますが、ここでの人員の体制とここを利用している人というか、できれば男女別でわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ミズナラ倶楽部ですね、今ミズナラ倶楽部、小学校の空き教室を利用しておりますが女性の方の番は火曜日、金曜日が女性教室ということでなって、ちょっとすみません。そして水曜日が男性教室という形をとっております。それで、ちょっと待ってください。人数が男性の部分は今5人だというふうに思えます。すみません、男性が今4人です。そして女性が10人ということで1回、火曜日が5人の金曜日が5人という、ちょっと人数の割り振りちょっとあれなんですけど、利用されている方は女性が10人、男性が5人という形でミズナラ倶楽部のほうを利用しております。

スタッフの数については、それぞれ1日1回のスタッフは2人ずつスタッフがおります。それぞれ教室1回ごとに2人のスタッフが配置となっている状況です。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 男女別の人数というのは以前は通してというか、こうい

うふうに今言われたように火、金が女性で水曜日が男性ということでなかったためにかどうかはわからないのですが、当日そこで過ごす時間の中で、やっぱり何とか男性が行きづらいとか、そういうようなことがあったと数年前に質問したことがあって、その後どうなっているのかなというようにことと、大分利用する人が増えてきているのが、次に行かないための予防ということもあるというふうに考えたときには、この教室の利用というのはもっと多くなっていくのかなというふうなことも思ったものですから、分けられて教室が開催されているということであれば問題ないのかなと、いろいろ読んでみると女性向けの1日の過ごし方が非常に多くて行きづらかったというような、行けないとかそういうようなお話もあったので、改善されてきているのだなというふうに思います。人数のことは1回に2人ということがどうこうということではないので、1人でみるということは当然できないというふうに思いますけども、こういうところもきちっと充実していかないと次の要介護というふうに繋がっていくのかなというふうに思いますので、当然これに行くような人たちは関心も高く、この教室のあることも承知されているかなというふうに思うのですが、変わっているようなこと、時間がたつと知らなかったり、まだまだもしかすると予備軍とかいるかもしれないので、きちっと情報とかPRをしながら、この教室せっかく小学校のところで開設されているわけですから使っていただけるような工夫等をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） このミズナラ倶楽部の部分については要介護状態にならないようにという、そういう介護予防を兼ねての教室でございます。今議員おっしゃられたような形で今後もかかわっていききたいなというふうに思っていますし、男性版の教室ができたのは議員がおっしゃるとおり、やっぱり女性の中に、もともと男性が少ないといった部分もありますが、女性の中におしゃべりの時間がやっぱり女性はお茶を飲みながらのおしゃべりの時間が一つの時間なんですけど、そこにやっぱり男性の部分は手持無沙汰にどうしてもなっちゃって足が遠のいたと、そういったこともあって男性版の教室を設けたわけでございます。今後、平成27年度以降は一般質問で

も出ていました予防給付からこの要支援の人たちが介護予防のこういう地域支援事業のほうに移っていくと、ですからこの実施をしている地域支援事業で行っているミズナラ倶楽部についても、そういう予防給付の人たちも受け入れるのか、あるいは別な形を考えるのか、その辺も平成 26 年度の中で一つ検討課題かなというふうにも考えておりますので、今のいろんな閉じこもりの予防になっているだとか、あるいは認知症の進行を防いでいるだとか、そういった効果も大きく出ているという部分もありますので、そこら辺も損なわないような形で次の新たな形といった部分も内部で検討を進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 9 番、篠原眞稚子さん。

○9 番（篠原眞稚子さん） 今介護保険制度がちょうど変わり目というか、大きく変わるような状況で決まっていない部分がたくさんあるのかなというふうに思うのですが、何というかサービスが金銭的な問題でものすごく受けられづらくなるというようなことも今度の中ではちょっと心配かなというふうに思うのですが、その辺のところ十分研究していただいて、足が遠のかないような方法を講じてもらえるようお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で介護保険事業特別会計予算についての質疑を終結します。

◎議案第 41 号

○議長（鹿中順一君） 次に、日程第 8、議案第 41 号 平成 26 年度津別町下水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を許します。ページ数は 524 ページから 564 ページまでです。

7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 歳出の 552 ページ、15 節の工事請負費、浄化槽撤去工事 47 万 5,000 円と計上しておりますけども、これについてどこの場所なのか含めて内容につい

てお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 浄化槽撤去工事 47 万 5,000 円ということで 1 基みておりますが、これ高台の ** 宅の撤去ということで今回見ております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 個別排水については個人申請で下水道のいわゆるいかにない分について対応しているわけなのですけども、この撤去工事について全体的にどれくらいかかって町の負担が伴う形で予算化していると思うのですが、個人負担についてはあるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 撤去については個人負担はございません。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 撤去工事は個人負担はなしということで考えてよろしいということですか、今の答えで。

撤去工事に個人負担が伴うのか伴わないのかという質問をしたのですけども、全く町で全額負担で撤去するという考え方でよろしいのかどうかということですよ。

○議長（鹿中順一君） ないって言ったんですよ。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ちょっと再度確認しますけども、設置のときには一応もらっているのですけども、撤去についてはないということで、後でちょっと確認しますけども。すみません。

（何事か言う声あり）

○議長（鹿中順一君） 終わりです。

3 回目終わりました。

（何事か言う声あり）

6 番、藤原英男君。

○6 番（藤原英男君） ちょっと話が違ふのかなというふうに今感じたわけですね。

ども、これ撤去に関しては個人負担だというふうに過去に決めた経過があるはずなの
ですけれども、多分 ** さん、名前出ちゃったんですけども新しくまた大きいのを付
けたのですよね、きっと。そのときのその扱いについてはちょっとわからないのです
けども、過去に ** さんが撤去するとき個人負担という、撤去に関しては個人で費
用は個人持ちというふうに決まったというふうに理解をしているのですけれども違
うのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 撤去につきましては、今回の ** さんの工事につきまし
ては、まず1点人数が増えたので今の合併浄化槽の人数では不足ということで大きい
ものにかえると、もう1点は家を新築してその家に接続するための合併槽の位置が既
存のものでは勾配が取れなくて流すことができないということで新設、つまり人数も
足りないし勾配で流すこともできないということで新たに付けるという措置をいたし
ましたので、古いものについては撤去するしかないということで撤去を町でするとい
うことにいたしました。

それで、** さんの件なのですが、実は条例上では確かに撤去というのは個人負担
というふうに記載をされています。ただこれ内部でもかなり検討をしたのですが、現
実問題として撤去について本当に全額を個人でもたせるのがどうなのかというのが今
ちょっと問題になっています。** さんの場合は確か移転費用といえますか、** さ
んに土地を売るという関係ですべてについて、撤去費用についても移転費用が出ると
いうふうなことがありまして、移転費用があるのに町が撤去をするというのはちょ
っと割が合わないといえますか、そういう点で確か撤去について費用を町のほうで負担
していただいたという経過があると思います。ただ、今のところ例えば住宅で使わな
くなった、あるいは住宅を壊すのですが住宅を壊すために排水設備を使わなくなった
というものについては、できるだけ撤去をしないでその土地に置かせていただいでい
るという措置を今とっております。できるだけ撤去しない方向で町としては進めたい
というふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） ちょっと ** さん、最初スタートしたのが ** さんのとこ

ろだというふうに思うのですけれども、確かに移転費用の金額の中に入れさせるために条例をつくったのですよね、あのときに。だから自分はあのとき大分質問したのですけれども、最終的に結局農家の方が結構多いわけで、いろんな事情で離農した場合に最終的にその撤去費用も出せないよという人もでるんじゃないんですかという話もしたことがあるのですけれども、それについても撤去をするときはいただくという話で、ちょっと僕は個人的には不満だったのだけれども、そういう条例に規則の中か何かに載っかっているのかなという気がするのですけれども、ちょっと自分の考え方が間違っていないと思っているのですけれども、再度確認をしてほしいと思いますし、ただ、付け替えというか小さいやつを大きくするとか、新築してそれが使えなくなったときの撤去の方法、費用負担については今までの議論の中にはなかったのです。だから、そういう形が出てきたからどうするかというのはまた役場の考え方が、担当の考え方もあるのかなとは思いますが、とりあえず何らかの理由でまるっきり撤去するときには個人負担というふうに我々は理解をしているのですけれども、そこだけちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 51分

再開 午後 3時 1分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3時 1分

再開 午後 3時 15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

藤原議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（江草智行君）　ただいまの藤原議員の質問に対しましてお答えをしたいと思います。修繕費用等の負担ということで個別排水処理施設管理条例のほうの第8条に排水設備設置者等の責に帰すべき事由により排水処理施設に修繕、移設または撤去の必要が生じたときは、町長の指示に従い修繕、移転し、または撤去するものとし、その費用の全部を負担しなければならないと、こういうふうに定めがあります。これを読みますと藤原議員のおっしゃったとおり撤去は個人負担というふうに読めるかと思えます。

それで結論ですけれども、この浄化槽撤去につきましては撤去する方ともう一度話し合いをいたしたいというふうに思います。場合によっては個人負担による撤去、またはそのまま土地内に保管をしていただくと、これはほかの先ほど申しましたようにそういう例もございますので、保管をしていただくということで取り進めをしたいというふうに考えております。

それから、もう1点ですが、この条例について先ほど申しましたように、かなり今後問題が発生するというふうに思われる点もありますので、今後所管の委員会と相談させていただきたいと、相談しながらいい方向にもっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君）　先ほど議運の委員長にちょっと私も固有名称を出しましたので、その部分につきましては名前については削除していただきたいなというふうに思いますので、議長のほうによろしくお取り計らいのほうをお願いいたしたいと思えます。

今課長のほうからお話しいただきましたけれども、確かにそんなふうに決めた記憶があったものですから、ただ、まるっきり使わなくなつての撤去と、ただ高低差での撤去だとなったら新築前は建てる側の高さだけ調整すれば水は落ちていくと思うのですが、ただ面積が変わって人槽が変わればそれではということでは許可には町としてもできないのだろうというふうに思います。含めて当事者ともう一回話をされる方向するのはいいのですが、また結局、掘り出してもあまりきれいなものじゃないし、置く場所にもきつと困るのだろうなと思うのですけれども、次に使い回しをきつとし

ているはずなのですよ、桶というかタンクは、ですからお金の面のことも再度お話ししていただきたいと思いますし、埋め殺しのままでいいとは思いませんけれども、そういう方法もあるのであれば町がよしとするのであればやむを得ないのかなというふうに思います。

でも当時自分もこれはちょっと後々問題もあるし、大変な人がまたその負担もということでは設置者に大変それ以上の苦勞をまたするのかと思うから大分反対もしたこともあったのですけれども、そういうことで条例としては通ってあったというふうに記憶していました。ちょっと今後のこともありますから、そのままずっといくのかどうかも含めて今後、検討してもらえればと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 実を言いますと個別排水設置は当初の条例と申しますか事業の考え方としては設置をするという方向の考え方でございました。そのために撤去については条例にも認められていないということがあると思います。そのために設置する方につきましては10万円、つまり受益者分担金10万円を納めれば町が全部設置して、使用料を納めれば管理も町がいたしますよというような説明で、そのときに撤去について費用はかかりますとか、あるいはその後でどうするかという話は全く説明をしないで事業を進めてきた経過がございます。この条例を改正したときには既に200件を超えるような排水設備を既に設置しておりまして、その方たちにはすべて撤去のときには費用がかかる、あるいはこの条例で定めて以降、そういう設置者の方に条例が変わりまして今後は撤去するときには費用がかかるというお知らせを全くしておりませんので、そういう点も今後の問題になるかと思っておりますので、所管の委員会に相談をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今ご指摘もいただきました。予算上に載っているという状況を含めてございまして議会の配慮をいただきたいというぐあいに思います。

今担当課長から申し上げたとおり、時代とともに状況が非常に変わってきたりしながら今日、そういう状況にいたってしまっているということで、早い段階で見直しを含めて議会のほうとも相談をさせていただきたいというふうに思っておりますので、

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ただいまの質疑の中で、個人名が出ておりましたが議長において後ほど記録を調査の上、処置することにします。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で下水道事業特別会計予算についての質疑を終結します。

◎議案第 42 号

○議長（鹿中順一君） 次に、日程第 9、議案第 42 号 平成 26 年度津別町簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を許します。ページ数は 565 ページから 587 ページまでです。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で簡易水道事業特別会計予算についての質疑を終結します。

◎議案第 43 号

○議長（鹿中順一君） 次に日程第 10、議案第 43 号 平成 26 年度津別町上水道事業会計予算について、歳入歳出一括質疑を許します。ページ数は 588 ページから 623 ページまでです。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で上水道事業会計予算についての質疑を終結します。

これより、平成 26 年度各会計予算について討論を行います。

討論は議案第 37 号 平成 26 年度津別町一般会計についてから、議案第 43 号 平成 26 年度津別町上水道事業会計予算についてまでの 7 件について一括討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に賛成の賛成者の発言を許します。

3 番、村田政義君。

○3番（村田政義君）　ただいま議長に発言のお許しをいただきましたので、平成26年度一般会計予算ほか7件の特別会計について賛成の立場で討論を行います。本定例会に上程されました平成26年度予算は、一般会計55億500万円（前年度比6.2%増）国民健康保険事業特別会計9億820万円（前年度比0.6%増）、後期高齢者医療事業特別会計9,760万円（前年度比12.4%増）、介護保険事業特別会計5億1,770万円（前年度比10.7%増）、下水道事業特別会計4億8,470万円（前年度比15.3%増）、簡易水道事業特別会計4,210万円（前年度比1.2%減）、上水道事業会計1億9,490万円（前年度比20.7%増）、合計77億5,020万円（前年度比2.0%増）であります。

町長は、町政方針の中で第5次津別町総合計画を基本に据えながら、公約の一つであります歩いて暮らせるまちづくりを基本とした住居環境の整備、景観づくり、特にまちなか団地の町営住宅の整備、特定公共賃貸住宅整備、町道整備、さらにさんさん館を拠点とした大通りににぎわいをつくり出す取り組み、また防犯対策面から廃屋対策の推進やCO₂削減に向け太陽光発電導入に対する助成など自然環境にも配慮された取り組み、公共交通関係では通学生や高齢者を含む地域住民の足の確保に向け混乗スクールバスへの切り替え、さらに子どもたちが健やかに成長できるよう教育、保育内容を充実させた認定こども園と支援センターは今年度着工、27年4月の開園に向け取り組みがされております。また、体験交流施設など、町民は少しずつ町が変わっていく様子が実感でき、佐藤町長の実行力に大きな期待が寄せられているところであります。町長は町政方針の結びで述べられました。26年度予算は任期最終年度、2期、8年間の集大成、就任以来、我が町の景気は依然低迷し少子化、高齢化が今後ますます深刻な状況の中、行政の役割として町民が安心、安全、元気に暮らせるまちづくりを重視しなければならないこと、また基金の確保に努めるなど、本町の財政は地方交付税が頼みの綱となっており、今後この動向が町の運命を左右することを常に意識しながら行政の運営に努めていかなければいけないと述べられました。

この先、国の状況からすれば地方交付税の削減などが予想される中、バランスのとれた運営を図っていただきながら本定例会の審議の過程では、限られた厳しい財源の財政事情にあり、町長は各議員から出された質疑、意見、要望を真摯に受け止め、みずからの政策と理想の実現に向け職員と一体となって強く大きく前進することを期待

し、平成 26 年度一般会計予算ほか 7 件の特別会計予算に賛成の討論といたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これで討論を終わります。

これより、平成 26 年度各会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

まず議案第 37 号 平成 26 年度津別町一般会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号 平成 26 年度津別町国民健康事業特別会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号 平成 26 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号 平成 26 年度津別町介護保険事業特別会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号 平成 26 年度津別町下水道事業特別会計事業予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号 平成 26 年度津別町簡易水道事業特別会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号 平成 26 年度津別町上水道事業会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 37 号 平成 26 年度津別町一般会計予算についてから、議案第 43 号 平成 26 年度津別町上水道事業会計予算についてまでの各会計予算は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第 44 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 11、議案第 44 号 財産の取得についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 44 号 財産の取得についてご説明申し上げます。

財産の取得につきましては、平成 25 年 8 月 23 日の臨時議会において議案第 70 号で議決をいただきました津別町旭町団地買取事業に関する協定に基づき、平成 25 年度分完成の町営住宅及び特定公共賃貸住宅を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは内容について説明させていただきます。

取得する財産は、町営住宅及び特定公共賃貸住宅であります。取得する財産の内訳としまして議案の裏面をご覧ください。取得する財産の所在は、津別町字旭町 69 番地 1 です。財産の種類としまして町営住宅、公共賃貸住宅とも 1 LDK、2 LDK、3 LDKとなっております。延べ床面積は町営住宅 398.12 平方メートル、特定公共賃貸住宅は 270.7 平方メートル、内訳は記載のとおりでございます。取得戸数につきましては、町営住宅 6 戸、特定公共賃貸住宅 4 戸の合計 10 戸でございます。タイプ別といたしまして町営住宅 1 LDK、3 戸、2 LDK、2 戸、3 LDK、1 戸で特定公共賃貸住宅 1 DK、2 戸、2 LDK、1 戸、3 LDK、1 戸でございます。取得する財産の構造は木造平屋建て、一部特定公共賃貸住宅の 3 LDKは 2 階建てとなります。

前のページにお戻りいただきまして、契約の方法は随意契約で買い取り金額は 1 億 4,475 万 4,500 円で、うち消費税及び地方消費税額は 686 万 500 円であります。取得の相手先といたしましては、清水建設グループ代表者、網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設、代表取締役清水靖則でございます。

以上説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 44 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎推薦第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

町長より農業委員会委員の推薦について通知を受けています。農業委員会委員は、本年 4 月 14 日をもって任期が満了となるため、推薦依頼があったものであります。このことについて、さきの議会運営委員会において推薦について協議を申し上げておりましたところ、次の方が適任として推薦がありましたので、私から指名したいと思いますが、これにご異議がありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の後任の農業委員会委員 1 人について、議長において指名推薦することに決定しました。

私から指名いたします。佐野多喜子さんを農業委員会委員として推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、佐野多喜子さんを農業委員会委員として推薦することに決定しました。

◎発議第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、発議第 1 号 閉会中の継続調査（審査）について

各常任委員会を議題とします。

各常任委員会委員長より所管事務のうち津別町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり特定事件の調査事項について閉会中の継続調査（審査）の申し出がありました。

お諮りします。各常任委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎発議第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、発議第2号 閉会中の継続調査（審査）について、議会運営委員会を議題とします。

議会運営委員会委員長より特定事件について津別町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎発議第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、発議第3号 懸案事項促進のための議員の派遣についてを議題とします。

平成26年4月1日から、平成27年3月31日までの懸案事項促進のための派遣用務

の選択、派遣議員の人員、人選、派遣期間及び用務地等をその都度議長において検討のうえ決定し、議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、懸案事項促進のための議員の派遣については平成26年4月1日から平成27年3月31日までは必要に応じ派遣用務の選択、派遣議員の人選、人員、派遣期間及び用務地等をその都度議長において検討を行い、議員を派遣することに決定しました。

◎意見書案第1号

○議長(鹿中順一君) 日程第16、意見書案第1号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番(村田政義君) [登壇] ただいま議長に発言のお許しをいただきましたので、特定秘密保護法案の廃止を求める意見書について提案をさせていただきます。

国民主権の下、政府の情報は基本的に国民のものであり、国民に正しい情報が広く提供されることによって政府の政策について正しく判断できるものであります。国民の知る権利はまさに民主主義の基礎をなすものであります。また、特定秘密保護法案に対し国民は徹底した慎重かつ十分な国会審議を求めたにもかかわらず、国民主権を侵害し強行採決されました。よって、この法案に対し民主主義の根本にかかわる重要な問題を含んでいることから政府に対し国民の声を真摯に受け止め、特定秘密保護法案の廃止を求めるものであります。

以上のことから、この項目について地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見を提出するものであります。

皆様のご賛同よろしくお願いたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、意見書案第2号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） [登壇] ただいま上程になりました意見書案第2号について、全文を読み上げまして説明にかえさせていただきますので、賛成方よろしく願います。

自治体の臨時・非常勤職員は、いまや3人に1人となり、全国では約70万人にも上る。これらの職員の多くは、年収が200万円以下であるため官製ワーキングプアともいわれています。雇い止めに不安を感じながら日々の業務にあたっています。

臨時・非常勤職員の職種は、行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたっている。その多くの職員が、恒常的業務に就いており地方自治体は臨時・非常勤職員の労働無くしては一日たりとも回らない状況であります。

しかし、臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法などが適用されないなど待遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度とのほざまで、法の谷間におかれた存在となっています。

このため、パート労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整備を図ることが重要課題となっている。

よって、行政サービスの質確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点

から、下記のことを提出先に要望するものであります。

よろしくご協賛願います。

以上で説明にかえさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、意見書案第3号 労働者保護ルール見直しに関する意見書についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 ただいま上程されました意見書案第3号 労働者保護ルール見直しに関する意見書について説明をします。

政府内に設置された一部の会議体では「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」、「サービス残業の合法化」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招く恐れのある労働者派遣法の見直しなど、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。

雇用労働政策に係る議論は、ILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うことを政府に対して強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により表面にあります所に提出したいと思っておりますので、ご賛同方よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、意見書案第4号 医療・介護「総合確保推進」法案の撤回を求める意見書についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） ただいま上程となりました意見書案第4号について提案いたしますので、ご賛同方よろしくお願ひいたします。

医療・介護「総合確保推進」法案の撤回を求める意見書です。

安倍内閣は、消費税増税と社会保障の「一体改革」を具体化する医療・介護「総合確保推進」法案を今国会に提出しました。

医療では、病床再編を進めるため、強制措置を導入し、現在一般病床に含まれる「7対1病棟」を「高度急性期」に集約し、半分に絞り込むなどであります。その結果、看護配置の少ない病床や在宅に移らざるを得ない重度の患者が増えるものと懸念されています。

大きな問題となるのは介護保険です。要支援者の訪問介護、通所介護を予防給付から外し、NPOや民間事業者などを活用する市町村地域支援事業に移行する、一定以上所得者の介護サービス利用料を1割から2割に引き上げ、特別養護老人ホームの新規入所対象を原則要介護3以上に限定し、施設入所などに係る費用のうち低所得者向けの給付を一定以上の資産があると対象から外すなど、介護施設入所者30万人を在宅に追いやるものです。

少子化、高齢化が進行し地域に独居や夫婦の高齢者のみの世帯が増加している現状の中、要支援者から介護サービスを奪うことは、ようやく維持している生活を根本か

ら崩すことにつながりかねません。

また、市町村においては「受け皿」となるNPOやボランティア組織が備わっていることが少なく、自治体の財政事業や考え方によってサービスに格差が生じる懸念があります。

また、特別養護老人ホームの新規入所者を要介護3以上に制限することは、要介護1、2の認定者の中にも重度の認知症など特養以外での生活が困難な人もおり、一律に制限するのではなく、利用者家族の選択と事業者の主体性に任せるべきであります。

現場の実態からかけ離れたこの制度改革は撤回すべきと考えます。

以上の趣旨から、下記の5点について要望するものです。

提出先は表紙のとおりですので、どうぞご賛同いただきますようによろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第4号を採択します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、意見書案第5号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） 〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案第5号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書について提出者として説明をさせていただきます。

TPP交渉は、本年2月アメリカで閣僚会議が開催されましたが、多くの分野で各国の主張の隔たりが大きく、「大筋合意」には至りませんでした。

4月のオバマ大統領来日に向けて、3月11日TPP交渉の事前協議にアメリカより

関係者が来日しているという新聞報道があり、予断を許さない状況が続いています。

TPPは農業だけの問題ではなく、国民一人一人の暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではないということで、記以下2点について要望をしようとするものであります。

趣旨をご理解いただき、ご賛同いただき、表にあります衆参議長はじめ関係各大臣に提出しようとするものであります。

この意見書につきましては津別農協と津別農民同盟より提出されたものでありますことを申し添え、よろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することのご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時 57分

再開 午後 3時 59分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎報告第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、報告第2号 専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

町長から地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件につきましては、ご了承願います。

◎報告第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第22、報告第3号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員会から平成25年度12月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

暫時休憩をします。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

暫時休憩をします。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時30分

◎閉会の議決

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで本日の会議を閉じます。

平成 26 年第 2 回津別町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 4 時 31 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員